**第４章　障害福祉計画**

## **１　障害福祉計画について**

（１）計画の概要

本計画は、本市における今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、令和元年度に示された第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画に係る国の基本指針（以下「第６期国指針」という。）や第５期計画における実績等を勘案して、令和５年度までの目標設定のほか、障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の必要見込量や確保のための方策等を定めるものです。

（２）計画策定に向けて踏まえるべき制度内容

第６期国指針における主な改正内容については、まずその基本的理念として、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるような体制の確保や地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築、障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保、障害のある人の社会参加の促進等が新たな事項として盛り込まれています。

また、障害福祉サービスや相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方については、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人への支援体制の充実、アルコールや薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進等が掲げられています。

さらに障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方については、児童発達支援センターにおける地域支援機能の強化等により、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することの重要性や、保育・保健医療・教育等の関係機関との連携、重症心身障害児や医療的ケア児など特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備等が掲げられています。

これら第６期国指針に規定された、本計画を策定するにあたって踏まえるべき主な制度内容を、次に示します。

**第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画に係る国の基本指針**

**【基本的理念】**

（１）障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

（２）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な

障害福祉サービスの実施等

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等

の課題に対応したサービス提供体制の整備

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

（５）障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

（６）障害福祉人材の確保

（７）障害のある人の社会参加を支える取組

**【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】**

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害のある人等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

**【相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】**

1. 相談支援体制の構築
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害のある人等に対する支援
4. 協議会の設置等

**【障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】**

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容の推進
4. 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

## **２　サービス提供における基本的な考え方**

（１）障害福祉サービス及び障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市ではこれまで障害福祉計画の策定にあたり、「①希望する人に日中活動系サービスを確保すること」、「②グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進すること」、「③福祉施設から一般就労への移行を推進すること」、「④住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること」、「⑤障害のある子どもに係る支援の提供体制を整備すること」に配慮して目標等を設定するとしていました。

本計画においても、基本的にはこの考え方を踏襲するとともに、新たに、「⑥障害福祉サービス等の質を向上させること」にも配慮した目標等を設定し、以下のような点に留意して取り組んでいきます。

障害のある人が、生活の場や生活のしかたを自ら決定し、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として当たり前に暮らしていけるよう、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な社会資源の開発やサービス提供体制の確保を図る必要があります。そのためには、入院・入所からの地域生活への移行や親元からの自立等に対する支援だけでなく、現に地域で生活している人が、引き続き、必要な支援を受けながら自らの望む地域生活を営むことができるといった視点も必要となります。

また、障害のある子どもへの適切かつ必要な支援にあたっては、本人の意思の尊重や保護者の理解が不可欠となるため、福祉のみならず、保健・医療・保育・教育等との連携や協力、情報共有の体制を構築し、成長過程に応じた一貫した支援に取り組んでいく必要があります。特に、重度の障害や医療的ケアの必要がある子どもについては、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、「基幹相談支援センター」が中心となり、「児童発達支援センター」やサービス事業所、地域の医療機関等と緊密な連携を図るなど、重層的な支援体制を構築することが課題となります。

さらに、高齢の障害のある人へのサービス提供に向けては、引き続き、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、高齢者施策の担当課とも一層の連携を図りながら、その対応に努めていきます。

これらサービス提供体制の確保・構築に向けては、本市財政が非常に厳しい状況にある中では、国や県の補助制度等によるところが大きくなりますが、様々な障害特性や複合的な課題等に対応できる専門性の確保やサービスの質の向上など、現行体制における支援力や機能の向上にあたっては、地域における支援状況や課題等の把握・共有を進めながら、市単独での施策も検討していく必要があります。なお、こうした施策の見直しや新たな制度の実施にあたっては、障害のある人や関係団体等の参画の下、十分な検討を行っていきます。

（２）相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害のある人が自らの望む地域生活を営むためには、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、様々なニーズにも対応できる相談支援体制の構築が必要となります。

介護の必要性が少ない人であっても、日常生活において助言や支援が必要な人は少なくありません。また、障害のある人だけではなく家族等への支援が必要なケースもあります。

さらに、複数の専門機関や事業者が連携して支援を行う場合や、長期にわたって、支援の体制や支援計画を見直していく必要があるケースへの対応など、相談支援事業者の果たす役割は非常に大きいため、地域課題の共有や地域の支援機関等とのネットワークの強化は不可欠なものとなります。

そのため、自立支援協議会においては、本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業者が事務局を担うとともに、委員としても参画することで、障害のある人に関する社会資源の情報やその支援体制に関する課題等の共有を図るほか、必要な協議を行っています。現在は、協議会全体の運営を協議・調整する運営会議をはじめ、「くらし」・「しごと」・「こども」・「ガイドライン」の４つのテーマの部会を設置しています。また、本市の「相談支援」・「就労支援」・「地域生活支援」の中核機関が事務局を担い、指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催することで、情報共有や連携強化を図っており、こうした活動の継続的な実施に取り組んでいきます。

本市の喫緊の課題である計画相談支援（サービス等利用計画等の作成）の一層の推進に向けては、「基幹相談支援センター」が中心となり、連絡・研修会を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、地域の相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んでいます。また、地域移行・地域定着支援の推進に向けては、地域全体で支えるサービス提供体制となる「地域生活支援拠点」の居住支援機能を活用して、障害のある人の地域生活を支援していますが、今後は、当該拠点が持つ支援機能を円滑かつ効果的に進めていくとともに、精神障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援が一体的に提供される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、当事者をはじめ、保健や医療、福祉等の関係者、地域の関係機関との協議や連携を進めていきます。

## **３　障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標**

（１）施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

**第５期計画における状況**

第５期計画において、施設入所者のうち令和２年度末までにグループホームなど地域生活へ移行する者の目標値については、当時の実績等も勘案して、平成28年度末時点の施設入所者の3.3％にあたる13人を見込んでいました。

その後も地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備を進めてきており、実績としては、17人の移行となっています。

また、施設入所者の削減数の目標値については、「地域移行支援」や「地域定着支援」等の相談支援事業や本市の地域生活支援拠点の機能を活用していくことで、平成28年度末時点の施設入所者の1.5％にあたる６人の削減を見込んでいました。

在宅でサービスを利用していても地域生活を維持することが困難になった人など、すぐに新たな入所希望者がいる状況が続いていますが、毎年度、一定人数の施設退所者も出ており、実績としては８人の削減となっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 目標値 | 実績値 |
| 平成28年度末時点の施設入所者数 |  | 397人 |
| 令和２年度末における地域移行者数 | 13人 | 17人 |
| 3.3％ | 4.3％ |
| 令和２年度末における施設入所者数の削減数 | ６人 | ８人 |
| 1.5％ | 2.0％ |

※ 令和２年度の実績値については、令和２年11月現在の見込みとなります。（以下の表中も同様）

**第６期計画における目標設定**

第６期国指針においては、『令和５年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行すること、また、施設入所者数の1.6％以上削減することを基本とする。さらに、第５期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を加えて設定する。』とされています。

今後は、地域移行が比較的困難な人への対応が増加してくることが予想されるため、地域生活への移行者数については、これまでの実績等を勘案して第６期国指針に定める目標値の７割程度にあたる17人を目標として設定することとしますが、引き続き、地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備や地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していく必要があります。

また、障害のある人やその家族の高齢化によって地域生活の継続が困難になることや、家族分離を図る必要がある場合など、入所施設の利用を必要とする人が絶えないことが要因として考えられることから、本市では、在宅でサービスを利用していても地域生活を維持することが困難になった人など、新たな入所希望者がいる状況が続いています。なお、そのような中にあっても、毎年度、一定人数の施設退所者が出ていることから、削減実績は第５期計画に定める目標値を達成しています。そのため、施設入所者の削減数については、引き続き、地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していくことで、第６期国指針に定めるとおり、７人以上を目標として設定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 数値等 | 考え方 |
| 令和元年度末時点の施設入所者（Ａ） | 390人 |  |
| **【目標】**  令和５年度末における施設入所から地域 生活への移行者数 | 17人以上 | 国指針が定める目標値の７割で 設定する。 |
| 4.4％ |
| 令和５年度末時点の施設入所者 | 383人以下 | （Ａ）－（Ｂ） |
| **【目標】**  令和５年度末における施設入所者の削減 数（Ｂ） | ７人以上 | 国指針が定める目標値どおり設 定する。 |
| 1.6％ |

（２）地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標設定

**第５期計画における状況**

地域生活支援拠点等の整備数の目標値については、第５期障害福祉計画及び第１期障害児福祉計画に係る国の基本方針（以下「第５期国指針」という。）において、令和２年度末までに少なくとも一つ整備することとされていました。本市においては、平成30年１月の「基幹相談支援センター」の開設にあわせて、すでに「面的整備型」により整備しています。そのため、当該拠点が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との協議・連携や各機能の充実等に取り組んできました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 目標値 | 実績値 |
| 令和２年度末時点の  市内における地域生活支援拠点等の整備数 | １か所  （面的整備型） | １か所  （面的整備型） |

**第６期計画における目標設定**

第６期国指針においては、『地域生活支援拠点等について、令和５年度末までの間、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。』とされています。

本市では、現在の拠点が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、引き続き、関係機関等との協議・連携や各機能の充実等に取り組むこととしています。そのため、第６期国指針に定めるとおり、当該拠点の確保と年１回以上運用状況の検証及び検討を目標として設定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 数値等 | 考え方 |
| **【目標】**  地域生活支援拠点等の確保と運営状況の 検証及び検討 | １か所の確保 | 現在の拠点（面的整備型）を確保しつつ、それら機能を担う支援機関等で運用状況の検証・検討を実施する。 |
| 年１回以上  の実施 |

（３）福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定

**第５期計画における状況**

福祉施設から一般就労へ移行する者の目標値については、当時の就労移行支援事業所の設置や利用者数の増加の動向、一般就労への移行実績を踏まえて、平成28年度の実績の約1.5倍にあたる47人を見込んでいました。毎年度、安定的な移行実績があり、令和２年度の一般就労者数は51人と、目標値を超える実績となっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 目標値 | 実績値 |
| 平成28年度の一般就労移行者数 |  | 31人 |
| 令和２年度における一般就労移行者数 | 47人 | 51人 |

「就労移行支援」の利用者数の目標値については、事業所の新規参入が進んでいることなどから、第５期国指針に定めるとおり、平成28年度の利用者数の２割増となる111人を見込んでいました。結果として、令和２年度末における利用者数は94人と目標値を下回っていますが、依然として高い利用実績となっています。

就労移行支援事業所の就労移行率の目標値については、令和２年度末における市内全体の指定事業所数を14か所と見込み、そのうち就労移行率が３割以上の事業所数は、全体の７割以上となる10か所以上を見込んでいました。結果として、令和２年度の指定事業所数は８か所となり、そのうち就労移行率が３割以上の事業所は２か所（25.0％）となっています。

就労定着支援事業所による職場定着率（市内の就労定着支援事業所が支援を開始した時点から１年後の職場定着率）の目標値については、第５期国指針に定めるとおり、８割以上を目標として設定していました。結果として、令和２年度の指定事業所数は３か所となり、そのうち職場定着率が８割以上の事業所は１か所（33.3％）となっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 目標値 | 実績値 |
| 令和２年度末における就労移行支援の利用者数 | 111人 | 94人 |
| 令和２年度末における就労移行率３割以上の  就労移行支援事業所の割合 | ７割以上 | 25.0％ |
| 10か所以上 | ２か所 |
| 市内就労定着支援事業所の支援開始１年後の  職場定着率 | ８割以上 | 33.3％ |

**第６期計画における目標設定**

第６期国指針においては、『福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援をいう。）を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。』とされています。この際、『就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上を基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、「就労継続支援Ａ型」については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、「就労継続支援Ｂ型」については概ね1.23倍以上を目指すこととする。』とされています。

また、障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、『就労定着支援の利用者数及び事業者ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援の利用者数については、令和５年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすること基本とする。』とされています。

本市においては、近年、「就労移行支援」の利用者数や一般就労への移行者数も安定的な実績となっています。これらの実績を勘案し、福祉施設から一般就労への移行者数については、第６期国指針に定めるとおり、令和元年度の一般就労への移行者数の1.27倍となる65人以上を目標として設定し、「就労移行支援」や「就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）」における移行者数についても、それぞれ第６期国指針に定めるとおり設定します。

また、「就労定着支援」の利用者数については、第６期国指針に定めるとおり、令和５年度の一般就労への移行者数の７割となる46人以上を目標として設定します。

最後に、「就労定着支援」の職場定着率については、第６期国指針に定めるとおり、令和５年度末の市内全体の事業所数のうち、就労定着率が８割以上の事業所数を７割以上とすることを目標として設定します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 数値等 | 考え方 |
| 令和元年度の一般就労への移行者数（Ａ） | | 51人 |  |
| **【目標】**  就労移行支援等を通じて、令和５年度に一般就労に移行する人数（Ｂ） | | 65人以上 | 国指針が定める目標値どおり設定する。  （Ｂ）/（Ａ） |
| 1.27倍以上 |
|  | うち、就労移行支援を通じて移行する人数（Ｃ） | 39人以上 |  |
| 1.30倍以上 | （Ｃ）/（Ａ） |
| うち、就労継続支援Ａ型を通じて移行する人数（Ｄ） | 17人以上 |  |
| 1.26倍以上 | （Ｄ）/（Ａ） |
| うち、就労継続支援Ｂ型を通じて移行する人数（Ｅ） | ８人以上 |  |
| 1.23倍以上 | （Ｅ）/（Ａ） |
| **【目標】**  令和５年度に一般就労に移行する者のうち、就労定着支援を利用する人数（Ｆ） | | 46人以上 | 国指針が定める目標値どおり設定する。  （Ｆ）/（Ａ） |
| ７割以上 |
| **【目標】**  令和５年度末における市内就労定着支援事業所のうち、就労定着率８割以上の事業所の割合 | | ３か所以上 | 国指針が定める目標値どおり設定する。  令和５年度末の市内事業所の総数を４か所と見込む。 |
| ７割以上 |

（４）障害児支援の提供体制の整備等に関する目標設定

　①　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

**第５期計画における状況**

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築に関する目標値については、第５期国指針において、令和２年度末までに児童発達支援センターを少なくとも１か所以上設置するとともに、「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築することとされていました。

本市においては、第５期計画策定時にどちらの目標も達成できていたため、これらの施設が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営に取り組むほか、さらなるサービス提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めてきました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 目標値 | 実績値 |
| 令和２年度末時点の  市内における児童発達支援センターの整備数 | ３か所以上 | ３か所 |
| 令和２年度末までの  保育所等訪問支援事業の利用体制の構築 | ４か所以上 | ５か所 |

**第６期計画における目標設定**

第６期国指針においては、『児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。また、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。』とされています。

この重層的な地域支援体制については、全国的に障害児通所支援の実施体制は整ってきているものの、児童発達支援センターについては、未だ全ての障害保健福祉圏域で配置されていない状況を鑑み、その体制を構築していくため、各市町村において、「保育所等訪問支援」を実施する児童発達支援センター等の設置を推進する内容となっています。

本市ではすでに、市立施設の２か所を含めて、市内に３か所の児童発達支援センターを設置していることに加え、当該センターのほか、指定事業所２か所を含めた市内に５か所の事業所において、「保育所等訪問支援」を実施しています。

そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組むとともに、「保育所等訪問支援」の提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めていくこととします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 数値等 | 考え方 |
| **【目標】**  児童発達支援センターの設置 | ３か所 | センター機能の円滑かつ効果的な実施に向けて取り組む。 |
| **【目標】**  保育所等訪問支援を利用できる体制の 構築 | ５か所以上 | サービス提供体制の充実に向けて取り組む。 |

　②　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

**第５期計画における状況**

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備に関する目標値については、第５期国指針において、令和２年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を確保することとされていました。

本市においては、第５期計画策定時にどちらの目標も達成できていたため、これらの施設が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営に取り組むほか、さらなるサービス提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めてきました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 目標値 | 実績値 |
| 令和２年度末までの重症心身障害児を支援する  児童発達支援事業所の確保 | ２か所以上 | ３か所 |
| 令和２年度末までの重症心身障害児を支援する  放課後等デイサービス事業所の確保 | ２か所以上 | ５か所 |

**第６期計画における目標設定**

第６期国指針においては、『重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。』とされています。

この事業所の確保については、全国的に障害児通所支援の実施体制は整ってきているものの、医療的ニーズの高い重症心身障害児については、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい状況を鑑み、その支援体制を確保していくため、各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を確保する内容となっています。

本市ではすでに児童発達支援事業所については、市立の医療型児童発達支援センター１か所と指定事業所２か所を設置しており、「放課後等デイサービス」については、指定事業所５か所を設置しています。

そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組むとともに、重症心身障害児の支援体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めていくこととします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 数値等 | 考え方 |
| **【目標】**  重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 | ３か所以上 | 支援体制の充実に向けて取り 組む。 |
| **【目標】**  重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | ５か所以上 | 支援体制の充実に向けて取り 組む。 |

　③　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

**第５期計画における状況**

医療的ケア児への適切な支援に関する目標値については、第５期国指針において、平成30年度末までに市単独または阪神南圏域において、「保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場」を設置することとされていました。本市では令和元年度から、保健所や「基幹相談支援センター」をはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーション等の医療機関、児童発達支援センター、特別支援学校など関係機関が参画する協議の場を、市単独で設置しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 目標値 | 実績値 |
| 平成30年度末までの  関係機関による協議の場の設置 | 市または圏域  で設置 | 市単独で設置 |

**第６期計画における目標設定**

第６期国指針においては、『医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。』とされています。

この協議の場については、医療技術の進歩等を背景として、ＮＩＣＵ等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害のある子どもが全国的に増加している状況を鑑み、その医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係者が連携調整を行う体制を整備する内容となっています。また、コーディネーターについては、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、当該協議の場に参画して、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う内容となっています。

本市ではすでに、保健所や「基幹相談支援センター」をはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーション等の医療機関、児童発達支援センター、特別支援学校など関係機関が参画する協議の場を設置するとともに、「基幹相談支援センター」に医療的ケア児支援コーディネーターを配置しています。

そのため、本計画の期間においては、当該協議の場とコーディネーターの機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との協議や連携の強化等に取り組んでいくこととします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 数値等 | 考え方 |
| **【目標】**  医療的ケア児支援のための関係機関の 協議の場の設置 | 市単独の  会議体を設置 | 円滑かつ効果的な協議等に向けて取り組む。 |
| **【目標】**  医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置 | ４人 | コーディネーター機能の円滑かつ効果的な実施に向けて取り組む。 |

（５）相談支援体制の充実・強化等に関する目標設定

第６期国指針においては、『相談支援体制を充実・強化するため、令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。』とされています。

この実施体制の確保については、「基幹相談支援センター」や「地域の様々な相談を受け止め、自らが対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能、継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」の事業がその機能を担うことを検討する内容となっています。

本市においては、すでに平成30年１月から市域の南北２か所に「基幹相談支援センター」を設置し、総合相談支援や地域の相談支援事業所に対する支援など様々な取組を進めています。

そのため、本計画の期間においては、当該センターの機能により、地域の相談支援体制の強化等に取り組んでいくこととします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 数値等 | 考え方 |
| **【目標】**  総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 | ２か所 | 「基幹相談支援センター」の機能によって実施・確保する。 |

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標設定

第６期国指針においては、『障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業所が参入している中、障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和５年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。』とされています。

この体制構築の考え方については、都道府県や市町村の職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況の把握や適切なサービス提供ができているかの検証を行うほか、事業所が適正な運営を図れるよう指導、助言を行うなど、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくことを目的としています。

本市においては、障害福祉サービス等の給付の適正化や持続可能な制度構築に向けて、第４期計画（平成27年度）から、障害福祉サービスや移動支援事業等の支給決定基準（ガイドライン）を策定・運用するほか、事業所への監査体制や請求審査体制の強化に取り組んできました。

そのため、本計画の期間においては、現在の運営体制による取組の一層の推進を図ることで、障害福祉サービス等の質の向上に取り組んでいくこととします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 数値等 | 考え方 |
| **【目標】**  障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 現体制の確保 | 現在の監査・請求審査体制によって実施する。 |

## **４　障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策**

（１）訪問系サービス

**（必要量の見込み）**

訪問系サービスについては、近年の利用実績の推移をみると、「居宅介護」と「重度訪問介護」をあわせた在宅支援は、ほぼ横ばいで推移しています。また、「同行援護」はやや減少傾向にありますが、「行動援護」は、移動支援事業の運用変更（平成29年10月開始）以降、やや増加傾向にあり、全体としては、市内や隣接する市にある事業所等で一定のサービス供給量が確保されている状況にあるため、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととします。

**（確保の方策）**

本市においては、「居宅介護」など在宅支援の事業所は一定確保されていますが、「行動援護」など外出支援の事業所が不足しています。そのため、移動支援事業を利用する重度の障害のある人について、「行動援護」等への移行を進めていくとともに、訪問系サービス全体については、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。

また、「基幹相談支援センター」が中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化、障害福祉サービス等ガイドラインに即したサービス等利用計画の作成を推進することで、訪問系サービスの適切な支給決定に努めていくとともに、訪問系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 居宅介護  重度訪問介護  行動援護  同行援護  （重度障害者等包括支援） | 実績値 | 49,736時間/月 | 50,028時間/月 | 49,181時間/月 |
| 1,683人/月 | 1,694人/月 | 1,692人/月 |
| 計画値 | 51,046時間/月 | 52,362時間/月 | 53,730時間/月 |

※令和２年度の実績値については、令和２年11月現在の見込みとなります。（以下の表中も同様）

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 居宅介護  重度訪問介護  行動援護  同行援護  （重度障害者等包括支援） | 49,893時間/月 | 49,828時間/月 | 49,837時間/月 |
| 1,713人/月 | 1,734人/月 | 1,757人/月 |

（２）日中活動系サービス等

**（必要量の見込み）**

日中活動系サービスについては、就労ニーズの高まりや特別支援学校の卒業生の利用ニーズに加え、事業者の新規参入が進んだこともあり、サービス全体として近年の利用実績は増加傾向にあるため、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととします。

また、「短期入所」については、これまで入所施設併設型が中心でしたが、市内でも単独型の事業所が増えてきたことや、近年の利用ニーズの高まりにより利用実績も増加傾向にあるため、近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。

**（確保の方策）**

日中活動系サービスや短期入所事業所については、引き続き、指定事業所のネットワーク会議において、市内の利用状況や利用ニーズ等の把握・共有を行うとともに、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。

なお、就労系サービスについては、近年の事業所数の増加により、国においては「就労継続支援（Ａ型）」の適切な事業運営を図る観点から、賃金の支払いに係る規定を設けるなど、就労の質の向上についての見直しが行われています。本市においても、就労継続支援については、利用者の賃金等の支払いに報酬を充てている事業所（Ａ型）や、基本報酬の算定に係る利用者工賃の算出方法が適正でない事業所（Ｂ型）が見受けられるため、国の取組も踏まえながら、日中活動系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

また、障害のある人の工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るため、「障害者就労・生活支援センターみのり」が中心となって、障害者就労支援施設等の販路の開拓や拡大に向けた取組（共同受注窓口や販売会の実施など）を進めるほか、障害者優先調達推進法に基づき定めた本市の調達方針にのっとり、施設等からの物品や役務の調達を推進していきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 生活介護 | 実績値 | 20,875 日/月 | 21,109日/月 | 21,123日/月 |
| 1,118人/月 | 1,125人/月 | 1,123人/月 |
| 計画値 | 21,183日/月 | 21,836日/月 | 22,509日/月 |
| 自立訓練（機能訓練） | 実績値 | 159日/月 | 184日/月 | 192日/月 |
| 17人/月 | 17人/月 | 15人/月 |
| 計画値 | 124日/月 | 131日/月 | 131日/月 |
| 自立訓練（生活訓練） | 実績値 | 448日/月 | 475日/月 | 715日/月 |
| 26人/月 | 30人/月 | 49人/月 |
| 計画値 | 332日/月 | 317日/月 | 317日/月 |
| 就労移行支援 | 実績値 | 1,695日/月 | 1,619日/月 | 1,552日/月 |
| 100人/月 | 99人/月 | 94人/月 |
| 計画値 | 1,649 日/月 | 1,750日/月 | 1,868日/月 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 実績値 | 5,582日/月 | 5,754日/月 | 6,029日/月 |
| 283人/月 | 296人/月 | 313人/月 |
| 計画値 | 6,194日/月 | 7,061日/月 | 8,050日/月 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 実績値 | 14,280日/月 | 14,876日/月 | 15,424日/月 |
| 879人/月 | 912人/月 | 943人/月 |
| 計画値 | 14,191日/月 | 14,900日/月 | 15,645日/月 |
| 就労定着支援 | 実績値 | 12人/月 | 44人/月 | 51人/月 |
| 計画値 | 73人/月 | 88人/月 | 108人/月 |
| 療養介護 | 実績値 | 85人/月 | 87人/月 | 90人/月 |
| 計画値 | 90人/月 | 93人/月 | 96人/月 |
| 短期入所  （福祉型、医療型） | 実績値 | 1,905日/月 | 1,959日/月 | 1,864日/月 |
| 393人/月 | 407人/月 | 374人/月 |
| 計画値 | 1,945日/月 | 2,022日/月 | 2,103日/月 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 生活介護 | 21,392 日/月 | 21,679 日/月 | 21,970 日/月 |
| 1,141 人/月 | 1,157 人/月 | 1,174 人/月 |
| 自立訓練（機能訓練） | 186 日/月 | 187 日/月 | 188 日/月 |
| 17 人/月 | 17 人/月 | 17人/月 |
| 自立訓練（生活訓練） | 486日/月 | 501 日/月 | 517 日/月 |
| 31人/月 | 32人/月 | 33 人/月 |
| 就労移行支援 | 1,657 日/月 | 1,679 日/月 | 1,701 日/月 |
| 100人/月 | 101人/月 | 103 人/月 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 6,005 日/月 | 6,267 日/月 | 6,540 日/月 |
| 311 人/月 | 326 人/月 | 341 人/月 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 15,597日/月 | 16,353 日/月 | 17,145 日/月 |
| 955人/月 | 1,000 人/月 | 1,047人/月 |
| 就労定着支援 | 58 人/月 | 67 人/月 | 77 人/月 |
| 療養介護 | 91 人/月 | 92 人/月 | 93人/月 |
| 短期入所  （福祉型、医療型） | 1,997日/月 | 2,035日/月 | 2,075日/月 |
| 426人/月 | 445人/月 | 466人/月 |

（３）居住系サービス

**（必要量の見込み）**

居住系サービスについては、障害のある人の親元からの自立や一人暮らしのニーズの高まり等により、グループホームの整備が一定進んでいることから、「共同生活援助」の利用実績は増加傾向にあります。引き続き、障害のある人や保護者の高齢化、『親亡き後』の生活を見据えて、重度の障害のある人が利用できるグループホームの整備も進めていく必要があるため、近年の増加傾向を維持していくよう必要量を見込みます。また、「自立生活援助」と「施設入所支援」についても、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととします。

「地域生活支援拠点等」については、現在の面的整備型による拠点の設置を確保していくよう必要量（設置数）を見込みます。

**（確保の方策）**

グループホームの整備促進に向けては、引き続き、市内の利用（待機）状況や利用ニーズ等の把握、指定事業所のネットワーク会議等への情報共有を行うとともに、本市の開設補助や国の整備補助の制度を活用することで、計画的な整備の促進に取り組みます。また、グループホームの利用促進に向けては、低所得のグループホーム利用者への家賃補助制度について、法制度による給付費に加え、県と連携した支援を実施するとともに、地域生活支援拠点の機能を活用し、市内グループホームの利用状況の把握や情報提供等に取り組んでいきます。

「自立生活援助」については、既存の「地域移行支援」や「地域定着支援」の事業所等が新規参入できるよう、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。

「地域生活支援拠点等」については、現在設置している拠点（面的整備型）の各機能を担う支援機関との業務委託や連携体制を確保するとともに、これら支援機関との連絡会を定期的に開催し、拠点機能の検証等を行うことで、機能充実につなげます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 自立生活援助 | 実績値 | ０人/月 | １人/月 | １人/月 |
| 計画値 | 10人/月 | 12人/月 | 14人/月 |
| 共同生活援助  （グループホーム） | 実績値 | 300人/月 | 301人/月 | 331人/月 |
| 計画値 | 323人/月 | 355人/月 | 391人/月 |
| 施設入所支援 | 実績値 | 397人/月 | 393人/月 | 387人/月 |
| 計画値 | 399人/月 | 395人/月 | 391人/月 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 自立生活援助 | ２人/月 | ３人/月 | ６人/月 |
| 共同生活援助  （グループホーム） | 350人/月 | 370人/月 | 392人/月 |
| 施設入所支援 | 383人/月 | 378人/月 | 374人/月 |
| 地域生活支援拠点等  （検証及び検討の実施） | １か所  （面的整備型） | １か所  （面的整備型） | １か所  （面的整備型） |
| １回/年 以上 | １回/年 以上 | １回/年 以上 |

（４）相談支援

**（必要量の見込み）**

「計画相談支援」については、第５期計画の期間内で、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込んでいましたが、令和２年度における作成率は７割程度にとどまっており、早急に対応していく必要があります。そのため、改めて第６期計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込みます。

また、「地域移行支援」や「地域定着支援」については、入院・入所中からの継続支援体制や常時かつ緊急時の相談支援体制が必要であるなど、事業者の設置促進が難しい状況等を踏まえ、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。

**（確保の方策）**

サービス等利用計画の作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所（８か所）と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていくほか、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となって、特定相談支援事業所への連絡会や研修会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、サービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成を県に働きかけていきます。

また、本市においては、特定相談支援や一般相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていくとともに、障害のある人の地域生活を支援していくため、地域生活支援拠点の機能を活用し、グループホームや「短期入所」の利用状況の把握や情報提供のほか、夜間・休日における緊急相談への対応等に取り組んでいきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 計画相談支援  （サービス等利用計画、モニタリング） | 実績値 | 201人/月 | 237人/月 | 264人/月 |
| 計画値 | 200人/月 | 293人/月 | 392人/月 |
| 地域移行支援 | 実績値 | ８人/月 | ９人/月 | ８人/月 |
| 計画値 | 12人/月 | 15人/月 | 18人/月 |
| 地域定着支援 | 実績値 | １人/月 | ０人/月 | １人/月 |
| 計画値 | ２人/月 | ３人/月 | ４人/月 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 計画相談支援  （サービス等利用計画、モニタリング） | 322人/月 | 384人/月 | 411人/月 |
| 地域移行支援 | ８人/月 | ９人/月 | ９人/月 |
| 地域定着支援 | ２人/月 | ２人/月 | ２人/月 |

（５）障害児通所支援等

**（必要量の見込み）**

障害児通所支援等については、利用ニーズの高まりや事業者の新規参入が進んだこともあり、サービス全体として近年の利用実績は増加傾向にあるため、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととしますが、特に大幅な伸びを示している「放課後等デイサービス」については、一定のサービス供給量が確保されている状況等を踏まえ、近年ほどの伸びは続かないものとして必要量を見込みます。

なお、「医療型児童発達支援」については、児童発達支援センター「たじかの園」のみで実施していることから、当該施設においてこれまでのサービス供給量が維持されるよう必要量を見込みます。

**（確保の方策）**

障害児通所支援等については、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていくこととしていますが、特に「放課後等デイサービス」については、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては支援の質の向上等を図る観点から「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守や自己評価表の公表、事業所職員の経験者配置についての見直しが行われています。本市においても、国の取組も踏まえながら、事業所への集団指導や実地指導等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

また、「保育所等訪問支援」の利用促進に向けては、引き続き、教育機関とも連携しながら、訪問先となる保育所や学校等への制度周知に取り組んでいきます。

これらの取組とあわせて、保護者や通学先に対し、障害児通所支援等のサービスの趣旨や支援内容についての理解を深めていくほか、サービス事業者も含めた三者間での情報共有や連携が進むよう取り組んでいきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 児童発達支援 | 実績値 | 3,376 日/月 | 3,778日/月 | 3,901日/月 |
| 367人/月 | 404人/月 | 427人/月 |
| 計画値 | 3,658日/月 | 4,091日/月 | 4,575日/月 |
| 医療型児童発達支援 | 実績値 | 260日/月 | 281日/月 | 200日/月 |
| 33人/月 | 34人/月 | 27人/月 |
| 計画値 | 250日/月 | 253日/月 | 256日/月 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 放課後等デイサービス | 実績値 | 10,375日/月 | 11,629日/月 | 12,844日/月 |
| 837人/月 | 959人/月 | 1,075人/月 |
| 計画値 | 10,271日/月 | 12,707日/月 | 15,721日/月 |
| 保育所等訪問支援 | 実績値 | 28日/月 | 58日/月 | 70日/月 |
| 23人/月 | 40人/月 | 46人/月 |
| 計画値 | 29日/月 | 34日/月 | 39日/月 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 実績値 | ６日/月 | 24日/月 | 47日/月 |
| １人/月 | ３人/月 | ６人/月 |
| 計画値 | 20日/月 | 22日/月 | 24日/月 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 児童発達支援 | 4,172日/月 | 4,463日/月 | 4,774日/月 |
| 454人/月 | 483人/月 | 514人/月 |
| 医療型児童発達支援 | 272日/月 | 272日/月 | 272日/月 |
| 34人/月 | 34人/月 | 34人/月 |
| 放課後等デイサービス | 14,292日/月 | 15,902日/月 | 17,694日/月 |
| 1,218人/月 | 1,381人/月 | 1,564人/月 |
| 保育所等訪問支援 | 94日/月 | 153日/月 | 249日/月 |
| 59人/月 | 86人/月 | 125人/月 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 56日/月 | 72日/月 | 89日/月 |
| ７人/月 | ９人/月 | 11人/月 |

（６）障害児相談支援等

**（必要量の見込み）**

「障害児相談支援」については、第５期計画の期間内で、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込んでいましたが、令和２年度の作成率は約９割となっており、早急に対応していく必要があります。そのため、改めて第６期計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう、必要量を見込みます。

また、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、現在、南北の「基幹相談支援センター」に配置しているコーディネーターを確保していくよう必要量（配置人数）を見込みます。

**（確保の方策）**

障害児支援利用計画の作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所（８か所）と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていくほか、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となって、障害児相談支援事業所への連絡会や研修会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成を県に働きかけていきます。また、本市においては、障害児相談支援事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」については、引き続き、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員に兵庫県が実施する専門研修を受講させるなどして、現在の配置人数を確保していきます。また、保健・医療・障害福祉・教育等の関係者が参画する「医療的ケア児支援部会」への参加やОＪＴによる人材育成、総合病院や訪問看護ステーションなど地域の支援機関との連携に取り組んでいきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 障害児相談支援  （障害児支援利用計画、  モニタリング） | 実績値 | 101人/月 | 122人/月 | 148人/月 |
| 計画値 | 73人/月 | 99人/月 | 132人/月 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 実績値 | ４人 | ４人 | ４人 |
| 計画値 | １人 | １人 | １人 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 障害児相談支援  （障害児支援利用計画、モニタリング） | 168人/月 | 191人/月 | 207人/月 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | ４人 | ４人 | ４人 |

（７）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

**（必要量の見込み）**

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、第５期計画の期間内で、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」を設置することとされていました。本市では、地域の支援機関を中心に開催している「地域移行・地域定着推進会議」や精神障害の当事者団体とそのあり方について協議を重ね、令和２年度に当事者も参画する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」を設置しています。

この新たな推進会議について、これまでの協議内容などを踏まえた形で開催していくよう必要量（開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数）を見込みます。

**（確保の方策）**

「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」の開催にあたっては、現在の「地域移行・地域定着推進会議」による地域アセスメントに基づいた課題抽出等は維持しつつ、新たに当事者や地域の支援機関の代表者等が参画する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」を開催し、より幅広い視点から支援体制に係る目標設定やその評価等を行うことで、地域における重層的な連携による支援の充実につなげていきます。

また、これらの会議を活用して、地域の支援機関とともに、精神障害のある人の地域生活を支える各種サービスの必要量等についても、その検証と共有を進めていきます。

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 保健、医療及び福祉関係者による  協議の場の開催回数 | | ３回/年 | ３回/年 | ３回/年 |
| 協議の場への関係者の参加者数 | | 29人 | 34人 | 34人 |
|  | 保健関係 | （４人） | （４人） | （４人） |
|  | 医療関係（精神科） | （４人） | （６人） | （６人） |
|  | 医療関係（精神科以外） | （０人） | （２人） | （２人） |
|  | 福祉関係 | （14人） | （15人） | （15人） |
|  | 当事者及び家族等 | （４人） | （４人） | （４人） |
|  | その他 | （３人） | （３人） | （３人） |
| 目標設定及び評価の実施回数 | | １回/年 | １回/年 | １回/年 |
| サービス利用者数（精神障害のみ） | | | | |
|  | 地域移行支援 | ７人/月 | ８人/月 | ８人/月 |
|  | 地域定着支援 | ２人/月 | ２人/月 | ２人/月 |
|  | 共同生活援助（グループホーム） | 65人/月 | 68人/月 | 72人/月 |
|  | 自立生活援助 | ２人/月 | ３人/月 | ６人/月 |

（８）相談支援体制の充実・強化のための取組

**（必要量の見込み）**

相談支援体制の充実・強化のための取組については、本市では「基幹相談支援センター」において、総合的かつ専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化に向けた様々な取組を行っているため、これらの取組を継続していくよう必要量を見込みます。

**（確保の方策）**

本市の「基幹相談支援センター」には、地域の相談支援事業所からの相談事案などにも対応できるよう、正規職員のほか、専門の相談支援専門員を４名（南北に２名ずつ）配置し、その支援にあたっています。

「総合的・専門的な相談支援体制」については、ガイドラインに定めるサービス支給量の上限を超える非定型の利用者や退院後の生活に必要な支援の調整等が難しい医療的ケア児など、計画相談支援に時間を要するケースやその他複合的な課題を抱えるケースへの対応・後方支援等を想定していますが、本市では「基幹相談支援センター」がその役割を担っているため、引き続き、現行体制においてこれらの対応にあたります。

また、「地域の相談支援体制の強化」については、現在も定期的に開催している地域の相談支援事業所を対象とした連絡会や研修会（あまがさき相談支援連絡会や特定・障害児相談支援事業所担当者会、スキルアップ研修、書き方教室など）を継続します。

これらの取組を継続することで、地域の相談支援体制の充実と強化につなげていきます。

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 総合的・専門的な相談支援体制 | | 有 | 有 | 有 |
| 地域の相談支援体制の強化 | | | | |
|  | 地域の相談支援事業者に対する  訪問等による専門的な指導・助言 | 360件/年 | 360件/年 | 360件/年 |
|  | 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 | 22回/年 | 22回/年 | 22回/年 |
|  | 地域の相談機関との連携強化の 取組 | ９回/年 | ９回/年 | ９回/年 |

（９）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

**（必要量の見込み）**

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組については、本市ではこれまで、障害福祉サービスや移動支援事業等の支給決定基準（ガイドライン）を策定・運用するほか、事業所への監査体制や請求審査体制の強化に取り組んできました。なお、本計画の期間内で、事業所の指導監査や請求審査の結果を関係自治体等と共有する体制の構築が、新たな成果目標として示されたことから、これらの取組について、令和５年度からの実施と充実が図れるよう必要量を見込みます。

**（確保の方策）**

「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」については、兵庫県等が実施する様々な障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加が掲げられています。本市ではこれまでも「相談支援従事者初任者研修」や「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」など各種専門研修への受講を職員に促してきており、今後もその取組を継続していくことで、本市の相談支援機能の維持・充実につなげていきます。

「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」については、現在の請求審査の体制や機能を活用しつつ、兵庫県や近隣自治体とも効果的な実施手法等について検討を進めながら、令和５年度までに実施体制を構築します。

また、「指導監査結果の関係市町村との共有」については、令和元年度に障害児通所支援事業所の指定権限が兵庫県から中核市に移譲されたことから、本市では近隣中核市との連携体制を構築して、実施指導の進め方等について協議を行っています。今後、兵庫県や近隣自治体とも協議を進めながら、令和５年度までにその他のサービスも含めた共有体制の充実を図ります。

これらの取組を着実に進めることで、障害福祉サービス等の質の向上につなげていきます。

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | | 有 | 有 | 有 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | | | | |
|  | 審査結果の活用等と事業所や関係自治体との共有体制の有無 | 無 | 無 | 有 |
|  | 実施回数 | ０回/年 | ０回/年 | １回/年 |
| 指導監査結果の関係市町村との共有 | | | | |
|  | 指導監査の適正な実施と関係自治体との共有体制の有無 | 有 | 有 | 有 |
|  | 実施回数 | １回/年 | １回/年 | ２回/年 |

## **５　地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策**

（１）理解促進研修・啓発事業

**（必要量の見込み）**

「理解促進研修・啓発事業」については、障害や障害のある人に対する理解を深めていくため、本市では、市民等が障害のある人と実際に交流するイベントとして「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」を毎年開催しており、第６期計画の期間中も継続的に実施するよう必要量を見込みます。

**（確保の方策）**

「市民福祉のつどい」については、平成29年度から民間団体への委託の下、従前の当事者団体を中心とした実行委員会や市民との協働により、「ミーツ・ザ・福祉」としてイベントの活性化を図っています。引き続き、効果的な周知・啓発を行うことで、参加者数の増加につなげていくとともに、このイベントを契機として、新たな交流やさらなる付加価値を生み出していけるよう、参画メンバー等との協働に取り組んでいきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 有 | 有 | 有 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 有 | 有 | 有 |

（２）自発的活動支援事業

**（必要量の見込み）**

「自発的活動支援事業」については、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による自発的な活動を支援するため、本市では、平成30年度から実施しており、第６期計画の期間中も継続的に実施するよう必要量を見込みます。

**（確保の方策）**

これまでの実施状況や活動内容等を評価・検証して、事業スキームを確立するとともに、引き続き、地域の活動団体や自立支援協議会の意見を伺いながら、効果的な実施手法や事業の活性化等について検討していくことで、障害のある人の社会参加や地域の理解促進に取り組んでいきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 自発的活動支援事業 | 有 | 有 | 有 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 自発的活動支援事業 | 有 | 有 | 有 |

（３）相談支援事業

**（必要量の見込み）**

「障害者相談支援事業」については、市の直接の窓口として、平成30年１月に開設した「基幹相談支援センター」（２か所）と、令和２年度に１か所増設した委託相談支援事業所（市内６カ所、市外２か所）で実施しており、「障害児等療育支援事業」については、専門の療育支援機関（市内１か所、市外４か所）に委託して実施しています。これら事業については、引き続き、現在の支援体制による実施を継続するよう必要量を見込みます。

また、「住宅入居等支援事業」については、地域生活支援事業の必須事業となっていることから、これまでも兵庫県や市の住宅部局の取組等を踏まえて、実施に向けた検討をしてきましたが、未だ事業化には至っていないため、第６期計画の期間内での実施を見込みます。

**（確保の方策）**

「障害者相談支援事業」や「基幹相談支援センター」については、現在の実施体制を確保するとともに、今後も高まる相談支援ニーズに対応していくため、引き続き、委託相談支援事業所の連絡会を定期的に開催して連携の強化を図るとともに、「基幹相談支援センター」による総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業所に対する効果的な研修等の企画・実施、その他後方支援に取り組むことで、地域の相談支援体制の充実につなげていきます。

また、「障害児等療育支援事業」については、現在の実施体制を確保しつつ、本市の児童発達支援センターや「子どもの育ち支援センター（いくしあ）」、障害児通所支援の各サービスとの連携や役割のすみ分けを進めていく中で、より効果的な事業実施につなげていきます。

「住宅入居等支援事業」については、これまで地域生活支援拠点の機能により実施してきた、グループホームの利用（空き）状況の把握や公表、利用に係る相談支援などの取組を発展させ、障害のある人が入居しやすい民間賃貸住宅の紹介等も行えるよう、住宅部局の取組（住宅確保要配慮者の居住の安定の確保など）と連携を図りながら、事業化に向けた検討を進めていきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 障害者相談支援事業  （基幹相談支援センターの  設置） | 実績値 | ９か所  （有） | ９か所  （有） | 10か所  （有） |
| 計画値 | ９か所  （有） | 10か所  （有） | 10か所  （有） |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 障害者相談支援事業 | 10か所 | 10か所 | 10か所 |
| 基幹相談支援センター  （機能強化事業の実施） | ２か所 | ２か所 | ２か所 |
| （有） | （有） | （有） |
| 障害児等療育支援事業 | ５か所 | ５か所 | ５か所 |
| 住宅入居等支援事業 | 無 | 無 | 有 |

（４）成年後見制度利用支援事業等

**（必要量の見込み）**

「成年後見制度利用支援事業」については、平成26年７月に「成年後見等支援センター」を開設し、平成30年１月から当該センターを２か所体制に強化して、相談や後見の申立・監督をはじめ、市民後見人の養成など一体的な支援を行っています。今後も成年後見制度全体の利用ニーズは高まるものと予想されますが、市長申立など当該事業に係る利用者については、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。また、「法人後見支援事業」については、「成年後見支援センター」が当該事業による取組の一部を担い、その役割を果たしていることから、第６期計画での実施は見込まないこととします。

**（確保の方策）**

成年後見制度の利用支援については、引き続き、「成年後見等支援センター」において、窓口相談や専門相談会を実施し、支援を要する人への制度周知と利用促進に取り組むとともに、担い手となる市民後見人の養成や活動監督などを進め、積極的な活用につなげていきます。また、障害のある人やその家族、支援者などが将来の備えとして、制度に関する知識を持てるよう、家族会や地域の相談支援事業所等への周知・啓発を行うとともに、一層の連携を図ることで、障害のある人の権利擁護につながる支援に取り組んでいきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 成年後見制度利用支援 事業 | 実績値 | 29人/年 | 35人/年 | 40人/年 |
| 計画値 | 27人/年 | 32人/年 | 38人/年 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 成年後見制度利用支援事業  （法人後見支援事業の実施） | 42人/年 | 44人/年 | 47人/年 |
| （無） | （無） | （無） |

（５）意思疎通支援事業等

**（必要量の見込み）**

「意思疎通支援事業」については、障害者差別解消法や尼崎市手話言語条例が施行されたことによる情報支援に対する意識の高まり等から、各種「派遣事業」の利用ニーズも高くなっています。しかしながら、派遣事業の担い手となる意思疎通支援者の登録人数や支援が可能な時間帯等にも限りがあることから、その利用実績については、大きな伸びとなっていない状況です。そのため、各種「派遣事業」については、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととします。なお、失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業については、その実施手法や開始時期について兵庫県と協議している段階であるため、現時点で必要量は見込まないこととします。

「手話通訳者設置事業」については、現在、市役所本庁舎に２名の設置通訳者を配置していますが、今後は、南北保健福祉センターへの配置等も検討する中で、４名の配置を見込むこととします。

各種「養成事業」については、本市では近年、手話通訳者養成講座のカリキュラム（課程）の内容や開催頻度の拡充を図るほか、令和元年度から新たに失語症者向け意思疎通支援者の養成講座も兵庫県に委託して実施するなど、事業の充実を図っています。そのため、現在の実施内容や開催頻度を確保しつつ、各「養成事業」の講座修了者数と登録者数については、これまでの実績を勘案して必要量を見込むこととします。

**（確保の方策）**

意思疎通支援者の派遣事業については、今後も高まる利用ニーズにあわせて、担い手となる支援者を確保していく必要があるため、特に利用が多い手話通訳者と要約筆記者の派遣・養成事業を委託している「尼崎市聴力障害者福祉協会」と連携を図り、引き続き、両事業の安定的かつ継続的な実施と一層の周知、養成講座の受講促進、受講者の講座修了につなげるための支援等に取り組みます。また、兵庫県とも連携を図りながら、「遠隔手話サービス」の導入を進めるほか、引き続き、委託によるその他の意思疎通支援者の派遣・養成事業を実施していきます。

これらの取組を着実に進めることで、意思疎通支援の体制の充実につなげていきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 手話通訳者派遣事業 | 実績値 | 1,038件/年 | 958件/年 | 1,117件/年 |
| 計画値 | 1,101件/年 | 1,132件/年 | 1,164件/年 |
| 要約筆記者派遣事業 | 実績値 | 169件/年 | 160件/年 | 192件/年 |
| 計画値 | 247件/年 | 263件/年 | 280件/年 |
| 盲ろう者向け  通訳・介助員派遣事業 | 実績値 | 0件/年 | 0件/年 | 0件/年 |
| 計画値 | 94件/年 | 99件/年 | 104件/年 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 手話通訳者派遣事業 | 1,178件/年 | 1,243件/年 | 1,311件/年 |
| 要約筆記者派遣事業 | 194件/年 | 195件/年 | 197件/年 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | 20件/年 | 20件/年 | 20件/年 |
| 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 | － | － | － |
| 手話通訳者設置事業 | ４人 | ４人 | ４人 |
| 手話通訳者養成事業 | 31人 | 31人 | 31人 |
| （うち、登録見込者数） | （３人） | （３人） | （３人） |
| 要約筆記者養成事業 | ７人 | ７人 | ７人 |
| （うち、登録見込者数） | （７人） | （７人） | （７人） |
| 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 | ３人 | ３人 | ３人 |
| （うち、登録見込者数） | （２人） | （２人） | （２人） |
| 失語症者向け意思疎通支援者養成事業 | ２人 | ２人 | ２人 |
| （うち、登録見込者数） | （２人） | （２人） | （２人） |

（６）日常生活用具給付等事業

**（必要量の見込み）**

「日常生活用具給付等事業」については、各品目で給付件数の伸びに動きがあるものの、必要性や利用ニーズの高い品目を追加するなど、希望者に対して一定の給付ができています。そのため、これまでの給付実績を勘案して必要量を見込みます。

**（確保の方策）**

在宅で生活している重度の障害のある人等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き、安定的な事業運営に努めるとともに、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズにあった品目を給付できるよう、定期的に見直しを行います。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 実績値 | 45件/年 | 44件/年 | 48件/年 |
| 計画値 | 19件/年 | 16件/年 | 14件/年 |
| 自立生活支援用具 | 実績値 | 101件/年 | 120件/年 | 128件/年 |
| 計画値 | 117件/年 | 116件/年 | 116件/年 |
| 在宅療養等支援用具 | 実績値 | 70件/年 | 66件/年 | 67件/年 |
| 計画値 | 64件/年 | 64件/年 | 64件/年 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 実績値 | 101件/年 | 87件/年 | 93件/年 |
| 計画値 | 164件/年 | 128件/年 | 93件/年 |
| 排泄管理支援用具 | 実績値 | 9,712件/年 | 10,060件/年 | 10,366件/年 |
| 計画値 | 11,085件/年 | 11,774件/年 | 12,506件/年 |
| 居宅生活動作補助用具 | 実績値 | 15件/年 | 13件/年 | 13件/年 |
| 計画値 | 17件/年 | 18件/年 | 19件/年 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 52件/年 | 57件/年 | 62件/年 |
| 自立生活支援用具 | 137件/年 | 146件/年 | 157件/年 |
| 在宅療養等支援用具 | 67件/年 | 68件/年 | 68件/年 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 99件/年 | 105件/年 | 112件/年 |
| 排泄管理支援用具 | 10,682件/年 | 11,007件/年 | 11,342件/年 |
| 居宅生活動作補助用具 | 13件/年 | 14件/年 | 14件/年 |

（７）移動支援事業

**（必要量の見込み）**

「移動支援事業」については、平成29年10月から「移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」と新たな報酬区分（単価）での運用を開始していることや、「放課後等デイサービス」や「日中一時支援」の増加によって、障害のある人の居場所などが確保されてきたことにより、近年の利用実績はやや減少傾向にあります。

今後も、「放課後等デイサービス」等への移行や重度利用者の「行動援護」等への移行が見込まれますが、その他の利用者については、市内や隣接する市の事業所等で一定のサービス供給量が確保されると考えていることから、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。

**（確保の方策）**

「移動支援事業」については、依然として利用ニーズが非常に高いサービスであることから、これまでも自立支援協議会の「ガイドライン検討部会」において、ガイドラインや新たな報酬区分（単価）による運用の検証等を行い、令和２年度には、65歳以上と18歳未満の重度利用者に係る報酬区分（単価）を引き上げる運用の見直しを行うなど、安定的かつ継続的な事業運営に向けて取り組んできました。引き続き、ガイドラインの周知と確実な運用により、基準に即した支給決定や適正なサービス提供につなげていきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 移動支援事業 | 実績値 | 330,030時間/年 | 317,966時間/年 | 282,788時間/年 |
| 1,457人/月 | 1,425人/月 | 1,296人/月 |
| 計画値 | 338,630時間/年 | 323,680時間/年 | 308,750時間/年 |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 移動支援事業 | 315,636時間/年 | 310,934時間/年 | 306,301時間/年 |
| 1,404人/月 | 1,383人/月 | 1,362人/月 |

（８）地域活動支援センター

**（必要量の見込み）**

「地域活動支援センター」については、近年、障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの事業者の増加に伴って障害のある人の日中活動の場も広がっていることから、新規での開設は見込んでおりませんが、当該センターから日中活動系サービスの事業所への移行ケースがあることや、市内にある小規模作業所の法内施設への移行も想定しておく必要があることから、現在の実施体制を維持していくよう必要量を見込みます。

**（確保の方策）**

利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる「地域活動支援センター」は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、引き続き、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 地域活動支援センター  （市外のセンター） | 実績値 | 26か所  (10か所) | 26か所  (12か所) | 25か所  (11か所) |
| 324人/年  （17人/年） | 328人/年  （18人/年） | 336人/年  （21人/年） |
| 計画値 | 30か所  （12か所） | 31か所  （12か所） | 32か所  （12か所） |
| 456人/年  （20人/年） | 466人/年  （20人/年） | 476人/年  （20人/年） |

■ 第６期計画における見込量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 地域活動支援センター  （市外のセンター） | 25か所  （11か所） | 25か所  （11か所） | 25か所  （11か所） |
| 336人/年  （21人/年） | 336人/年  （21人/年） | 336人/年  （21人/年） |

（９）その他の事業

その他の任意事業として、「障害者安心生活支援事業」、「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」、「福祉ホーム事業」など各種の日常生活支援事業や、「自動車運転免許取得費助成事業」、「自動車改造費助成事業」、「スポーツ大会開催事業」、「身体障害者福祉センター運営事業」など各種の社会参加事業を実施しています。

特に「日中一時支援事業」については、平成29年６月から事業所の指定基準や利用者の対象範囲の拡大、送迎加算の創設により事業の拡充を図ったことで、日中活動系サービス事業所の新規参入が進んできたこともあり、近年の利用実績は大幅な増加傾向にあります。

また、地域生活支援促進事業として、「障害者虐待防止対策事業」や「医療的ケア児等総合支援事業」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を実施するほか、国が毎年度の事業メニューを定める特別支援事業にも積極的に取り組むことで、障害のある人が地域で安心して暮らすことのできる環境づくりを目指しています。

これらについては、実施状況や利用状況をみながら、手法等を工夫する中で事業を実施していきます。

□ 第５期計画における利用（実施）状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 障害者安心生活支援事業 | 実績値 | 有 | 有 | 有 |
| 訪問入浴サービス事業 | 実績値 | 475件/年 | 516件/年 | 486件/年 |
| 日中一時支援事業 | 実績値 | 1,906件/年 | 4,278件/年 | 4,392件/年 |
| 自動車運転免許取得費助成事業 | 実績値 | ８件/年 | ５件/年 | ７件/年 |
| 自動車改造費助成事業 | 実績値 | 11件/年 | ７件/年 | 10件/年 |
| 障害者虐待防止対策事業 | 実績値 | 有 | 有 | 有 |
| 医療的ケア児等総合支援事業 | 実績値 | 有 | 有 | 有 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 | 実績値 | 無 | 有 | 有 |

## **６　適切なサービス提供のための方策**

（１）サービス給付の適正化に向けた取組

障害のある人の在宅生活を直接的に支援する訪問サービス（居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業など）については、担い手となるサービス提供事業者が市内に一定確保されていることから、第５期計画期間中の支給実績は高い水準で維持できている状況です。利用者に対してサービスが行き届くことは、安心・安定した日常生活への支援に寄与しているといえますが、その一方で、利用者への適切なサービス提供の確保や請求明細書の誤り件数の増加への対応等が課題となっています。

そのため、本市では自立支援協議会において協議を重ね、障害福祉サービスと移動支援事業等の支給決定基準（ガイドライン）を作成・運用し、基準に即した支給決定によって、利用者の心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいます。

引き続き、これらガイドラインついて、利用者や事業所への周知とあわせ、それぞれのサービスの利用状況等にも注視しながら、着実な運用に取り組みます。また、今後は事業所の指導監査や請求審査の結果等を共有できる体制を構築し、障害福祉サービス等の質の向上を図っていきます。

（２）非常事態発生時におけるサービス継続に向けた取組

障害のある人やその家族等の生活を支えるために必要な障害福祉サービス等については、地震・風水害等の災害時や新型インフルエンザ等の感染症の流行・蔓延時など、非常事態が発生した時であっても、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供することが重要です。

そのため、本市ではこれまでも国の災害関連通知に基づきながら、非常事態発生時には、サービス事業所等が定員を超過して利用者を受け入れた場合や人員配置・施設設備の基準を満たさない場合のサービス提供・継続を認めるなど、柔軟な対応とその周知に取り組むほか、人工呼吸器等を使用する重度の障害のある人や医療的ケア児へ個別に連絡して、生活の維持に必要な支援等を聞き取り、適宜その対応にあたっています。

また、今般の「新型コロナウイルス感染症」の流行による影響下においては、これらの対応に取り組むことに加え、サービス提供に対する影響をできる限り小さくすることが重要となるため、国の関連通知に基づきながら、利用者の居宅への訪問による代替サービスの提供など臨時的な取扱いを認めるほか、国の緊急経済対策関係の予算を活用して、サービス事業所等における衛生用品の確保や事業運営の継続に必要となる各種経費を助成するなど、サービス継続に向けた様々な取組や事業を実施しています。

今後も、このような非常事態発生時においては、国や兵庫県との連携の下、柔軟かつ迅速な対応に努めるとともに、地域のサービス事業所等とも協力しながら、サービス継続に必要な体制の維持・確保に取り組んでいきます。